

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により必要な措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表します。

令和8年2月4日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 植 村 佳 史
同 柳 田 昌 孝

奈教政第52号
令和8年1月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 寺 川 拓 様
同 植 村 佳 史 様
同 柳 田 昌 孝 様

教育長 北 谷 雅 人

住民監査請求の監査結果に対する措置について（通知）

令和7年12月19日付け奈監第82号で勧告のあったことについて、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 措置すべき事項

教育長は、今後、本件住民監査請求に類する事案が発生しないよう問題点を整理し、また、再発防止策を講じた上で監査委員に報告すること。

2 問題点の整理及び講じた措置

監査結果の指摘を踏まえ、市の機関以外の団体が発行する印刷物について公費負担するに当たり、政治的色彩の有無や機微な内容を含むかどうかについて、より慎重な対応が必要であったと考えています。

再発防止に向けた取組として、まずは教育委員会事務局において、本事例の情報を共有し、客観性と公平性を担保した適正な事務執行について、組織全体で認識の統一を図ります。

また、今後については、教育委員会事務局で重層的に確認を行うとともに、必要があれば外部の意見も踏まえ、より慎重かつ適正な事務執行に努めます。